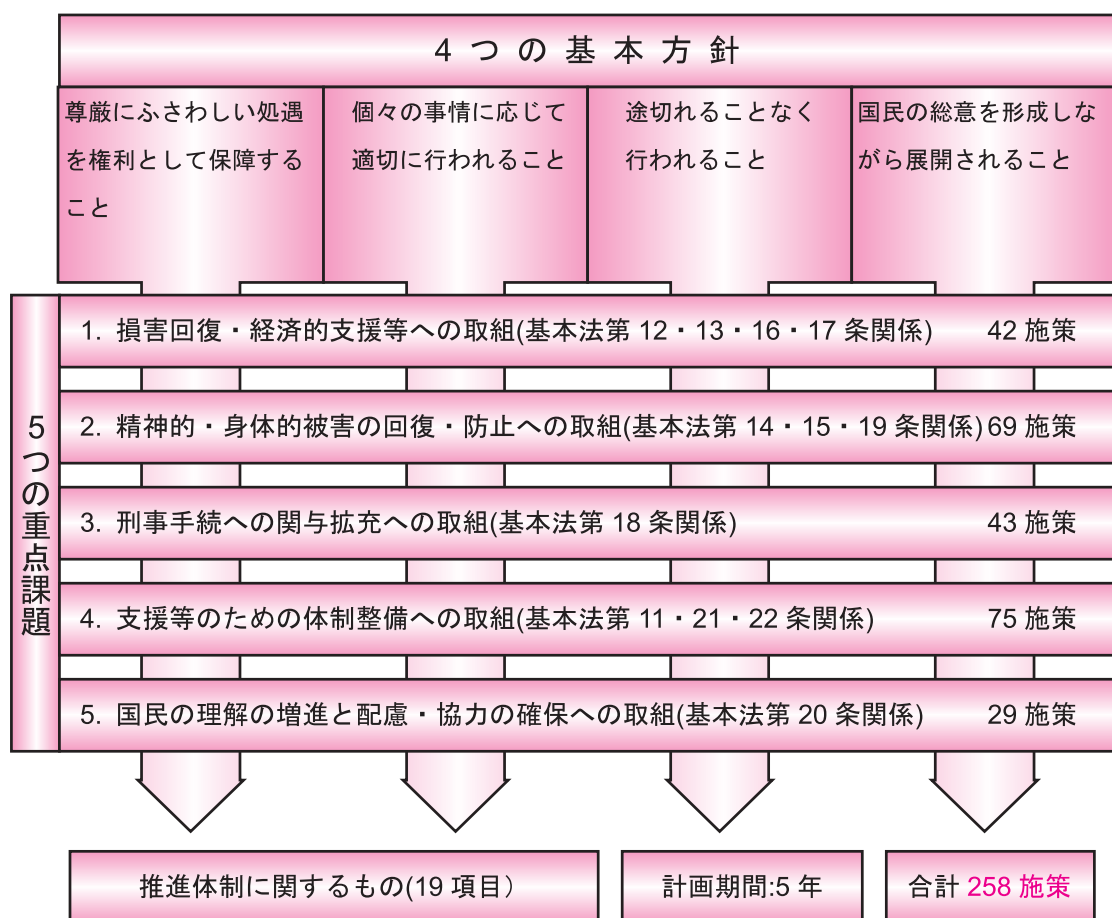


◆犯罪被害者等基本計画（概要編）（平成17年12月閣議決定）

犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして、「基本方針」を設定した。基本法は、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」を掲げているとともに、国民の配慮と協力を責務と定めている。施策の実施者において目指すべき方向・視点は、これらの理念・責務に立脚すべきであり、こうした考え方から、基本方針は下図の4つとした。

また、基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を基に策定されたが、広範囲・多岐にわたるそれらの要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってくるものとして指摘できる下図の5つの課題を「重点課題」として設定した。これらの課題は、関係府省庁がそれぞれに対応していくのみならず、各府省庁が、有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で横断的に取り組んでいく必要のあるものである。各府省庁は、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに府省庁横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要があり、それによって、一層効果的な取組が可能となるものである。

<基本方針・重点課題の概略について>



重点課題（１）：損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われる。そうした損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少なくない。また、新たな住居の確保や雇用の維持に困難を来すことも少なくない。

犯罪被害者等が直面する経済的困難は、それ自体重大であるだけでなく、精神的・身体的被害の回復に悪影響を与えたり、刑事手続等への十分な関与の障害ともなるなど、他の重点課題とも密接に関係する面がある。犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要であり、基本法は、

- ・ 第１２条において「損害賠償の請求についての援助等」、
- ・ 第１３条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、
- ・ 第１６条において「居住の安定」、
- ・ 第１７条において「雇用の安定」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

<重点課題（１）に係る具体的施策>

- 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施
附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続の成果を利用できる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、２年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
犯罪被害給付制度における支給範囲等について、拡大の必要があることを前提に、１年以内に調査し、施策を実施。【警察庁】
- 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
犯罪被害者等に対する経済的支援制度について、現状より手厚くする必要があることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中でのあるべき姿や財源を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、２年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会①】
- 公営住宅への優先入居等
自宅に住めないなどの事情のある犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等に資する措置の実施。【国土交通省】
- 事業主等の理解の増進
犯罪被害者等に対する理解に基づき、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援等を実施。【厚生労働省】

等 42 の施策

重点課題（２）：精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により、当該犯罪等が意図した直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、犯罪等という攻撃の対象にされたということ自体から精神的被害を受ける。また、再被害あるいは再被害を受けることに対する恐怖・不安からも精神的・身体的被害を受け、さらには、犯罪被害者等が必要にかかわらざるを得ない手続の過程で、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることで二次的被害を受ける。

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するとともに、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。基本法は、

- ・ 第14条において「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、
- ・ 第15条において「安全の確保」、
- ・ 第19条において「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

<重点課題（２）に係る具体的施策>

- 重度のPTSD（外傷後ストレス障害）等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施
犯罪被害者等のPTSD等について、診断・治療を行う専門家が不足していることを前提に、高度な専門家の養成等に資する施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
- 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討
犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、捜査・裁判等を見通したケア、検査等を行うことのできる専門家の養成のための施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
- 加害者に関する情報提供の拡充
更生保護官署と保護司の協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め検討し、2年以内に実施。【法務省】
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
①公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②証拠開示の際に被害者の氏名等が関係者に知られないように求めることができる制度の導入に向け2年以内に検討し、実施。【法務省】
犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直し。【総務省】
- 職員等に対する研修の充実等
関係省庁において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実。等 69の施策

重点課題（３）：刑事手続への関与拡充への取組

現状について、犯罪被害者等からは、捜査や刑事裁判等は、加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所のみを主体として行われ、犯罪被害者等に認められた権利は貧弱であり、十分な情報も与えられず疎外され、証拠として扱われているに過ぎないという批判があり、刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され過ぎているという指摘や、犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されないという指摘もなされている。

犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、「事件の当事者」として、事件の真相を知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとって最大の希望であり、その回復にとって不可欠であるともいえる。また、解決に至る過程についても、遺族がこれに関与することでその責任を果たせたと感じるなど、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面もある。犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、

・ 第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

<重点課題（３）に係る具体的施策>

- 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施
公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施
犯罪被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施
平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施
仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施。【法務省】

等 43の施策

重点課題（４）：支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等は、自分の身の回りのことすら満足にできない状態に陥る一方で、診療を受けたり、捜査・公判等に協力したり、損害回復のための請求を行うなど、次々に新たな対応を迫られ、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、様々な困難に立ち向かうことを余儀なくされる。

犯罪被害者等の誰もが、被害直後から、望む場所で、必要なときにいつでも、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる継ぎ目のない支援体制を構築していかなければならない。基本法は、

- ・ 第11条において「相談及び情報の提供等」、
- ・ 第21条において「調査研究の推進等」、
- ・ 第22条において「民間の団体に対する援助」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

＜重点課題（４）に係る具体的施策＞

- どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施
犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省からなる検討のための会を設置し、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会②】
- 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設
犯罪被害者等の出会いや、各団体の活動紹介のため、犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設。【内閣府】
- 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施
更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施
犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況やその経過を把握するため、一定の周期で継続的調査を実施。【内閣府】
- 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施
民間の団体に対する財政的援助について、現状より手厚くする必要があることを前提に、財源も含めた総合的な在り方を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置し、2年以内に調査し、施策を実施。

【検討のための会③】

等 75 の施策

重点課題（５）：国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等は、受ける被害の実相を理解されず、配慮のない対応をされ、疎外され、孤立することが少なくなく、二次的被害を与えられることもある。また、例外的な存在と誤解され、軽視・無視されることもある。

犯罪被害者等を理解することは、犯罪被害者等への配慮を可能にし、二次的被害を防止するのみならず、犯罪被害者等が我々の大切な隣人であることを改めて想起させ、隣人と共に生きる健全な社会をつくることを可能にする。また、犯罪被害者等への支援に協力することは、自己や周囲の者が犯罪被害者等となった場合に対処できる知識・能力を身に付けることにもなるとともに、犯罪等に対し、地域社会が一丸となって対決し、安全で安心な社会をつくることを可能にする。

犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できるのであり、施策の実施と国民の理解・協力はまさに「車の両輪」である。国民の理解と配慮・協力を促す施策を講じていくことが必要であり、基本法は、

- ・ 第20条において「国民の理解の増進」

に係る必要な施策を講ずることを求めている。

＜重点課題（５）に係る具体的施策＞

- 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
学校教育の中で、生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、事業の実施、教材開発等。【文部科学省】
 - 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施
「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施。【内閣府】
 - 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
国民が犯罪等による被害について考える機会として、様々なテーマを議論する啓発事業を開催。【内閣府】
 - 犯罪被害者等に関する個人情報の保護
警察による発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮。【警察庁】
- 等 29の施策

推進体制

基本法第8条においては、基本計画には、同条第2項第1号が掲げる政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等のほか、同項第2号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとされている。また、犯罪被害者等のための施策は、相互に密接に関連しており、その効果的・効率的な実施を図るためには、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ、犯罪被害者等のための施策全体の中における位置付けを認識し、府省庁間の連携を十分にとり、施策相互の実施状況を照らし合わせながら企画立案を行ったり、複数の施策を調和的に実行していくことが必要である。基本法では、下記について定めており、関連する事項が基本計画に盛り込まれた。

- ・ 国として施策の推進に必要な事項として、(1)国の行政機関相互の連携・協力、(2)地方公共団体との連携・協力、(3)その他様々な関係機関・関係者との連携・協力（第7条関係）
- ・ 国として施策の策定及び実施において踏まえるべき事項として、(4)犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映、(5)施策策定過程の透明性の確保（第23条関係）
- ・ 犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して、(6)施策の実施状況の検証・評価・監視、(7)フォローアップの実施、(8)基本計画の必要な見直し（推進会議に関する規定）

< 施策の実施状況の検証・評価・監視の仕組み（概念図） >

